

「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)」の記入要領

▼この届出書「加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】(第2号被保険者用)」は、次のすべてを満たす場合にご利用いただけます。

- ☑ 掛金を「毎月定額」で積み立てている。
- ☑ 制度改正前(2026年11月末まで)の拠出限度額より多い額となるよう掛金額を引き上げる。
- ☑ 2026年12月分(2027年1月引落)から掛金額を変更したい。

※これらの要件を満たさない場合は、2026年12月1日以降に、e-iDeCo(マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス)または通常の届出書「加入者掛金額変更届」でのお手続きとなります。

※この届出書は、2026年12月分(2027年1月引落)からの掛金額を変更するためのものです。氏名・住所や企業年金制度等の加入状況コード等その他の項目を変更することはできません。

<加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】(第2号被保険者用)>

【毎月定額 事前受付専用】

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】

(第2号被保険者用)

事務処理センター用

- ・この届出書は掛金を毎月定額拠出で納付中のご加入者様が、令和8年12月施行に伴い、令和8年12月分(令和9年1月引落)より、掛金額を事前に変更するための専用帳票です。
- ・ご加入者様の運営管理機関にて、令和8年10月末までに提出してください。

【ご注意いただきたい点】

- ・この届出書は令和8年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう、掛金額を引き上げる場合に使用いただける事前受付専用帳票です。
- ・令和8年12月1日施行前および施行後の拠出限度額については、下記の【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】の表にてご確認ください。
- ・上記の条件を満たさない場合は、令和8年12月以降にe-iDeCo(マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス)または通常の届出書(加入者掛金額変更届)でのお手続きとなります。なお、厚生年金のみで加入の方が、月別協定(年単位)拠出への掛金額変更をご希望の場合は、e-iDeCoでのお手続きはいただけません。これらのお手続きのお手続き時期と方法は、ご加入者様の運営管理機関にお問い合わせください。
- ・令和8年11月分(12月引落)までは、現在設定している掛金額の引落としが行われます。
- ・この届出書の提出後に被保険者種別や企業年金等の加入状況等に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。
- ・この届出書は複数回に提出されたり、この届出書と令和8年12月にe-iDeCoで重複してお手続きをされると、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※この「届出書」でのお手続きの受付は2026年10月末までとなります。記入内容に誤り等があった場合は、内容の訂正が間に合わず、掛金額変更の事前受付ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

この「届出書」およびこの届出書による「掛金額の変更手続き」に関して「ご注意ください点」をまとめております。ご記入の前に必ずご確認ください。

基礎年金番号や氏名・住所、生年月日等をご記入いただく欄です。ご記入にあたっては、裏面の記入例をご参照ください。

A

個人型年金掛金額

毎月の掛金額 *

円

0

0

0

0

* 毎月の掛金額については、下記の【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】を参考にいただき、該当する「企業年金制度等の加入状況コード」欄の□にチェックの上、【施行前の拠出限度額】超、【施行後の拠出限度額】以下の範囲内で記入ください。

・お勤め先で企業年金制度等に加入されていない場合は、「企業年金制度等の加入状況コード」欄の00の□にチェックを記入ください。

* iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の対象者の方は、事業主掛金を含めた金額を記入ください。この場合、加入者掛金は2,000円から指定可能です。

B

【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】

- ・お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は、企業年金DCの事業主掛金額およびDB等の物制度掛金相当額を控除した金額が上限金額となります。
- ・企業年金DCの事業主掛金額およびDB等の物制度掛金相当額について不明な場合は、お勤め先の事業主様へご確認ください。お届出ください。
- ・国家公務員・地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度(以下、私学共済といふ。)、の加入者及び石炭鉱業年金基金法に規定される坑内員のiDeCoの拠出限度額は、下記の共済掛金相当額を控除した金額となります。

➤ 国家公務員・地方公務員共済組合：8,000円 ➤ 私学共済：7,000円 ➤ 坑内員：9,000円

A

変更後の掛金額(2026年12月からの掛金額)をご記入いただく欄です。

変更後の掛金額は【施行前(制度改正前)の拠出限度額】超【施行後(制度改正後)の拠出限度額】以下の範囲内の金額をご記入ください。

※施行前後(制度改正前後)の拠出限度額は、Bの【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】でご確認ください。

B

施行前後(制度改正前後)の拠出限度額を確認するため、該当の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にチェック(レ)を入れてください。

※必ず裏面の説明をご確認のうえ、ご記入ください。

ご記入にあたっては必ず裏面をご確認ください

▼ご記入いただく項目は、以下の3か所です。

この記入例をご参照のうえ、記入漏れや記入誤り等のないようご記入ください。

1

基礎年金番号、氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、性別、住所（漢字・フリガナ）、連絡先電話番号

2

個人型年金掛金額（千円単位）

▶2026年12月からの掛金額（変更後の掛金額）をご記入ください。

3

企業年金制度等の加入状況コード

▶該当のコードにチェック（レ）を入れてください。

掛金額は、ご自身の「企業年金制度等の加入状況コード」をチェックし、拠出限度額を確認したうえで決定してください。

1

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
1234-567890	フリガナ ネンキン 年 金 一 郎	昭和 49 年 10 月 10 日	男
住所	フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク 1-23-45	〒123-4567	連絡先電話番号 (12-3456-7890)
東京 〇〇 市 〇〇 区 △△ 1-23-45	□□ マンション 678 号		
拠出区分	掛金を毎月定額で納付します	拠出額変更理由	令和8年12月 iDeCo 拠出上限額変更に伴う変更

2

個人型年金掛金額

毎月の掛金額 *

3 5 0 0 0

3

【企業年金等の加入状況に応じた iDeCo の拠出限度額】

ご自身の加入状況に応じて、必ずいずれかのコードにチェック（レ）を入れてください。

企業年金制度等の加入状況コード		企業年金制度等の加入状況別DeCo等の拠出限度額（月額、令和8年12月施行前後）	
		【施行前の拠出限度額】	【施行後の拠出限度額】
☐ 00	専業主婦のみ	23,000円 ※DeCo+の対象者の方は、 事業主掛金と合算での上限	62,000円 ※DeCo+の対象者の方は、 事業主掛金と合算での上限
☒ 01	企業型DCのみまたは企業型DC+DB	55,000円 -（企業型DCの事業主掛金額および DB等の他制度掛金相当額） ※20,000円が上限	62,000円 -（企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他 制度掛金相当額）
☐ 02	DBのみ		
☐ 50	国家公務員共済組合	20,000円	54,000円
☐ 51	地方公務員共済組合	20,000円	55,000円
☐ 52	私学共済	20,000円	55,000円
☐ 53	企業型DCやDB等+私学共済	55,000円 -（企業型DCの事業主掛金額+私 学共済以外の他制度掛金相当額） ※20,000円が上限	55,000円 -（企業型DCの事業主掛金額+私 学共済以外の他制度掛金相当額）

●すべての項目を漏れなくご記入ください。

※氏名と住所のフリガナも忘れずにご記入ください。

●「基礎年金番号」は、年金手帳または基礎年金番号通知書等でご確認のうえ、正確にご記入ください。

※ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせください。

※確定拠出年金の加入者番号（00から始まる番号）を誤って記入されないようにご注意ください。

●変更後の掛金額は

【施行前の拠出限度額】超（制度変更前）

【施行後の拠出限度額】以下（制度変更後）

の金額をご記入ください。

●お勤め先で加入している企業年金制度等を確認し該当の加入状況コード欄にチェックを入れてください。

●変更後の掛金額は、加入状況コードに応じて【施行前の拠出限度額】超【施行後の拠出限度額】以下の金額となるように設定してください。下表もあわせてご利用ください。

企業年金制度等の加入状況	加入状況コード	設定できる掛金額の範囲（千円単位）	この範囲内で変更後の掛金額を設定してください。
企業年金制度への加入なし	00	24,000円 ~ 62,000円 (iDeCo+ の事業主掛金と合算での上限)	(※1)(※2)(※3)
企業型 DC のみに加入 または企業型 DC と DB に加入	01	【55,000円 - (企業型 DC の事業主掛金額 + DB 等の他制度掛金相当額)】超	
DB のみに加入	02	【62,000円 - (企業型 DC の事業主掛金額 + DB 等の他制度掛金相当額)】以下	
国家公務員共済組合に加入	50	21,000円 ~ 54,000円	施行後の拠出限度額(62,000円)から以下の共済掛金相当額を控除しています。 ※国家公務員・地方公務員共済組合: 8,000円
地方公務員共済組合に加入	51	21,000円 ~ 55,000円	※私学共済: 7,000円
私学共済のみに加入	52		
私学共済と 企業型 DC や DB 等 に加入	53	【55,000円 - (企業型 DC の事業主掛金額 + 私学共済以外の他制度掛金相当額)】超 【55,000円 - (企業型 DC の事業主掛金額 + 私学共済以外の他制度掛金相当額)】以下	(※1)(※2)(※3)(※4)

※1 施行前の拠出限度額は、20,000円が上限。

※2 企業型 DC の事業主掛金額または DB 等（もしくは私学共済以外）の他制度掛金相当額がご不明な場合は、お勤め先の担当部署にご確認ください。

※3 企業型 DC または DB のいずれかの制度がない場合は、当該制度の掛金相当額を「0円」として計算してください。

※4 施行後の拠出限度額（62,000円）から私学共済の共済掛金相当額（7,000円）を控除しています。

（注）企業型確定拠出年金を「企業型 DC」、確定給付企業年金を「DB」、私立学校教職員共済制度を「私学共済」と表記しています。